

県内中小企業等による省エネルギー設備の導入を支援します。
(中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業 申請受付開始)

県では、昨年度に引き続き、原油・原材料価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業等が行う、商品・サービスの生産・提供プロセスにおける省エネルギー設備の導入を支援することとし、以下のとおり補助金申請の受付を開始します。

1 補助金概要

	通常枠	特別枠
対象者	県内中小企業等	
補助対象設備	商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備（ただし、照明設備及び生産設備を除く。） ※詳細は、申請要領等をご確認ください。	令和4年4月以降に実施された指定の省エネルギー診断において助言や提案を受けた省エネに資する設備であって、通常枠の対象設備に該当する設備 ※詳細は、申請要領等をご確認ください。
	【対象設備の例】 高効率空調（高効率空調への切り替えと同時に実施する遮熱・断熱対策工事(※)を含む）、高効率給湯器、高効率ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ ※断熱窓への更新、屋根・天井等に施工する遮熱・断熱工事 【対象外設備の例】 断熱窓（空調設備の切り替えと同時に導入する場合を除く）、照明器具、サーキュレーター、コージェネレーション設備、インバータ、車両 など	
補助率	2/3以内	3/4以内
補助金額	上限1,333千円（補助対象事業費2,000千円） 下限 133千円（補助対象事業費 200千円）	上限1,500千円（補助対象事業費2,000千円） 下限 150千円（補助対象事業費 200千円）
補助対象要件	・2022年1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019年～2021年の同1か月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していること ・新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること、または参加申込を行っていること ・法人にあってはパートナーシップ構築宣言に登録していること	

2 申請受付

(1) 申請受付期間

令和7年4月18日（金）～令和7年6月27日（金）

※受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。

(2) 申請方法

原則電子メールで、新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局あてに提出

◎ 詳細については、県ホームページ又は特設サイトをご確認ください。

県ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/e-support.html>

特設サイト <https://eecp.or.jp/e-support/>

本件についてのお問い合わせ先

地域産業振興課 小規模企業支援班 小泉、椿

電話：(直通) 025-280-5235